

労働者派遣法に基づくマージン率について

平成24年10月1日付改正労働者派遣法施行に伴い、マージン率を下記のとおり公開します。

—記—

1. 労働者派遣法に基づく公開情報

労働者派遣者数	20人
派遣先事業所数	6件
1人1日あたり労働者派遣料金	30,188円
1人1日あたり派遣労働者の賃金	18,994円
マージン率	37.1%
マージン率に含まれる費用	社会保険料（厚生年金、健康、雇用、労災）、 福利厚生費（慶弔見舞金、各種社内行事、退職金共済等）、 教育研修費、事業運営費、営業利益等

2. キャリアコンサルティング

相談窓口 : 営業部
連絡先 : 06-6455-3760

3. 労働者派遣法 第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定締結の有無 : 締結している
労使協定対象労働者の範囲 : 全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期 : 令和8年3月31日

以上